

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人飯塚研究開発機構（以下「本機構」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づく常勤の役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本機構を勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本機構は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬の上限額は次のとおりとする。

報酬額（年俸）の上限額 7,200,000円

- 3 報酬額（年俸）については、前項の上限額以内において、収支予算書に示し、理事会の承認を受けるものとする。
- 4 常勤役員に賞与、通勤手当以外の手当及び退職金は支給しない。

(報酬の支給)

第4条 報酬の支給方法は、本機構職員の例による。

(費用)

第5条 本機構は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の例によるものとする。

(公表)

第6条 本機構は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。